

○大府市優良建設工事業者表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）を施行する建設業者（同法第2条第3項に規定する建設業者をいう。以下同じ。）の施工技術及び意欲の向上を図るため、優れた成績で建設工事を施行した建設業者に対して行う表彰について、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の対象者)

第2条 表彰の対象となる者（以下「表彰対象者」という。）は、市から直接建設工事を請け負った者で、表彰を行う年度の前年度（以下「対象年度」という。）に、大府市建設工事検査実施要綱第10条に基づき工事成績の評定を実施する完成時における請負金額が500万円を超える建設工事（以下「評定工事」という。）を3件以上完成させている者とする。

(選考基準)

第3条 前条に該当する表彰対象者に係る選考基準は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 対象年度に完成した評定工事の成績評定点の平均点が80点以上であり、かつ、当該工事のそれぞれの成績評定点が75点以上であること。
- (2) 対象年度の初日から表彰の日までの間に、市の指名停止処分を受けていないこと。
- (3) その他表彰にふさわしくない行為等がないこと。

2 表彰対象者は、第1号の得点上位の5者を限度とする。

(選考)

第4条 建設工事等の検査に関する事務を所掌する課等の長は、表彰対象者が選考基準を満たすと認めるときは、優良建設工事業者推薦書（第1号様式）を作成し、大府市指名資格審査委員会の審査に付するものとする。

2 大府市指名資格審査委員会は、前項の推薦書に基づき表彰対象者を選定し、市長に報告するものとする。

3 市長は、前項の規定に基づく選定の結果を踏まえ、表彰する者（以下「表彰者」という。）を決定する。

(表彰)

第5条 市長は、前条第3項の規定に基づき決定した表彰者に、表彰状を授与するものとする。

2 表彰は、原則として毎年度1回実施するものとする。

3 表彰の結果は、市のウェブサイト等で公表するものとする。

(優遇措置)

第6条 市長は、表彰者に対し、総合評価方式の建設工事において、評価項目及び評価基準に関する申告書に定める基準により加点することができる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

大府市指名資格審査委員会委員長 殿

行政管理課長
(検査担当)

優良建設工事業者推薦書

下記の一覧に掲げる建設業者を、優良建設工事業者として推薦します。

記

優良建設工事業者一覧

	建設業者	工事実績	平均点	最低点	最高点	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						

※添付 各工事の実績内容を示す書類